



◆十八番（福田妙美 議員） 質問通告に従い、順次質問をしております。

まず初めに、プロポーザル方式の実施に関するガイドラインについて質問をいたします。

先般、世田谷区のプロポーザルに参加した事業者の方から次のようなお声が届きました。その内容は、プロポーザルの選定における結果及び選定過程が開示されていないとのことでした。調べてみますと、ほかの区では審査結果や選定過程について公表をしている例もある一方で、世田谷区におけるプロポーザル選定過程の情報開示、審査結果についての公表が所管によりばらつきがあることがわかりました。港区では、平成二十三年にプロポーザル方式実施ガイドラインが改定され、事業者の選定過程における情報の公開について明記することで、契約締結後のホームページでの公表がされ、制度の公正性、公平性、透明性を確保しております。また、中野区では入札制度改革の中で、審査結果の採点と選定結果について、参加事業者には公表を基本とすることが決められました。

プロポーザル方式は、公募または指名により複数の受託希望者から提案された企画を各所管の選定委員会の審査を経て選定され、随意契約により業務委託の契約を締結します。この選定過程から審査結果の通知までは、各所管で世田谷区のプロポーザル方式の実施に関するガイドラインに沿って実施されています。しかし、各所管で対応のばらつきが生じるのは、ガイドラインの表記の拡大解釈によると考えられます。それでは、区として一貫した公正性、透明性が確保できているとは言えません。

採点結果や選定過程を公表することで、参加した事業者の今後の努力に結びつけることができます。さらに、事業者への評価並びに透明性の確保につながります。得点などの開示は事業者への評価並びに透明性の確保には必要なことであります。現在では公開プレゼンテーションや選考委員会議事録の公開という先駆的な取り組みをしている自治体もふえてきております。

区政の情報は区民の情報であり、原則公開だと思います。確かに企業情報の守秘にかかわることへの配慮が必要ですが、原則公開こそが区行政への信頼関係の構築にもつながります。

ここで二点質問をいたします。

一点目は、プロポーザル選考において、採点の開示や審査結果の内容を開示することにより、透明性、公正性を確保すべきと考えます。区としての見解をお聞かせください。

二点目に、プロポーザルガイドラインでは審査結果の通知が例示されていますが、各課の対応に差があるのが現状です。統一見解を明記すべきであると考えます。区としての見解をお聞かせください。

続きまして、音声コードのさらなる整備について質問をいたします。

先日、視覚障害者の方から、自分自身の個人情報に他人に読んでもらうことに抵抗感があるとの声が届きました。その要望を受けて状況を確認してみますと、視覚障害者の方や視力が低下した高齢者の方々にとって、通帳や契約書類などの文字で表記された個人情報の取得には代読を依頼することが必要となります。



それに対応するため、区内の視覚障害者の方は、外出を手伝うガイドヘルパーに同行依頼をしたときに代読をお願いすることが多いとのことでした。しかし、個人情報の扱いについて一定のルールもない中での代読依頼は、情報の漏えいや他人に個人情報を知られることへの抵抗感は拭えないとのことでした。

現在、視覚障害者は全国に三十一万人、そのうち七十歳以上が四九・四％と半数を占め、高齢化が顕著であります。世田谷区においても同様な傾向を示しており、六十五歳以上が六四・二％を占め、さらにさまざまな疾患が原因で、四十一歳以上で視力の著しい低下による中途視覚障害者になった人の割合は半数以上の約六割で、点字識字率は一〇％にとどまっています。多くの中途視覚障害者にとって、まず今までの生活がどれだけ維持できるかが極めて重要なことでもあります。

一般的に、公的な書類は全て文字情報で郵送されてきます。情報のバリアがいまだ存在している社会生活において大きな役割を果たすのが音声コードであります。

音声コードは、二センチ四方の大きさを約八百文字の情報が記録できる二次元コードです。視覚障害者の方でも、自分自身で専用の携帯電話などを使えば音声で文字情報が得られ、情報のバリアフリーを実現することができます。また、スマートフォンのアプリなどを利用すれば、選択した言語に翻訳され、日本語圏以外の方の情報取得も可能となり、情報バリアフリーに大きな役割が期待できます。

世田谷区では、選挙通知書に音声コードが印刷されるようになったことは一定の評価をいたします。平成二十八年四月から施行される障害者差別解消法では、障害者が壁を感じずに生活できるように合理的な配慮をすることを法的に義務づけられることを考えれば、それらを踏まえて、法施行を事前に控え、個人情報の保護並びに情報バリアフリーに向けてさらに加速すべきと考えます。

ここで二点質問をいたします。

一点目に、障害者差別解消法に向けて、視覚障害者への個人情報の保障について、区のお考えをお聞かせください。

二点目に、個人に対する情報を含む公的な書類に音声コードの印刷を可能とする音声ドライバーの導入を視野に入れ、環境整備をすべきと考えます。区の見解をお聞かせください。

最後に、駐輪対策について質問をいたします。

昨年、二子玉川駅付近の公園に放置駐輪場に変わり果てている場所があると地域の方から連絡が入りました。すぐ現地に駆けつけると、五十台近い自転車が無造作に放置され、常態化している現状です。

この要因を調べていきますと、区立二子玉川西自転車等駐車場では、定期利用枠を千五百一十台から千四百五十四台に拡大後も、定期利用の予約待ちが八百六十人、二年以上待ちの状況で、併設の一時利用も早朝で満車になるとのことです。そのほかの定期利用枠を持つ三カ所の駐輪場も満車で、予約待ちが合計をしますと千人以上にも上る現状でありま



した。これら定期利用枠を設置している駐輪場の収容合計台数は約四千二百台、二十四時間もしくは早朝六時から利用可能な条件は、通勤や通学者のニーズに合った開設時間帯である一方、そのほかの約千五百台分の駐輪場は九時半からの利用となる買い物利用者に合わせた時間帯で整備されていました。

いわゆる通勤通学にて自転車を利用される需要と、整備されている駐輪場の利用時間帯のマッチングがされていない現状が把握されました。ある一日の実際の駐輪台数と放置自転車の合計台数が駐輪場の収容能力台数より少ないので、駐輪場は十分であるとの数だけの理論で推しはかる整備では十分とは言えません。いわゆる供給する駐輪場と利用者ニーズのミスマッチが潜在的な駐輪場不足を生み出し、公園での放置自転車へとつながっていました。

区内の中でも人口増加が著しい砦地域の喜多見、宇奈根、鎌田、大蔵、岡本に居住の方々には、バス路線の整備が十分でないエリアもあり、かつ、バス路線の渋滞回避に自転車通勤を選択される場合が多いです。

世田谷区自転車条例第三条区長の責務に、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域において自転車等駐車施設の設置に努めなければならないとあります。自転車の利用目的や駐輪場所の特性、駐輪ニーズ、駐輪時間などの駐輪の質の把握をするとともに、きめ細かな対策を検討し、適切に自転車等駐車を確保していくべきと考えます。

ここで二点質問いたします。

一点目に、駐輪場整備における駐輪場利用者のニーズ調査を区はどのような手法で行っているのでしょうか。

二点目に、二子玉川駅周辺での通勤通学の方が主に利用する駐輪場の定期利用枠の不足に対し今後どのような対策を考えているのか、区の見解をお聞かせください。

以上をもちまして壇上からの質問を終わらせていただきます。(拍手)

事業者選定における透明性の確保

◎金澤 財務部長 契約に係るプロポーザル方式に関するガイドラインの御質問について二点御答弁申し上げます。

最初に、プロポーザル選考において採点あるいは審査結果を開示する必要があるのではないかという御質問です。

区の契約におけるプロポーザル方式は、その契約業務の目的や性質が価格競争による入札に適さない場合に、事業者に対象業務に対する新たな発想や課題解決方法、実施体制などについて提案させた上で審査し、事業者の能力や実績等を重視して地方自治法施行令第百六十七条の二第二号に基づく随意契約の相手方となる候補者を選定する一方式でございます。この方式について、世田谷区ではプロポーザル方式の実施に関するガイドラインを定め、全庁的に実施手続の透明性や公正性の確保に努めており、採点結果などの開示につ



きましてはそのための有効な手法の一つであると考えております。

しかしながら、プロポーザル方式は事業者の能力等を試験する場であり、また、同様の案件についてプロポーザルが繰り返し実施されることを想定した場合、審査内容や評価結果の全てを開示することは、次回以降のプロポーザルにおいて事業者が評価側のいわば手の内というものを想定し、それに合わせた提案を行うなど、かえって事業者の本当の実力がはかりにくく弊害を生んで、プロポーザル方式を採用する本来の目的を損なうおそれが出てまいります。

このように、開示する内容につきましては慎重に選択する必要がありますが、御指摘の趣旨を踏まえ、手続の透明性や公正性の確保のため、御紹介いただきました他区の事例なども参考にしながら、今後ガイドラインの改善を検討してまいります。

続きまして、審査結果の通知につきまして、各課の対応に差があるのではないか、統一を図れという御質問にお答えします。

現行のガイドラインには、御指摘のとおり選定の透明性をより高めるために、結果通知の際に参加者全員の審査結果、点数や順位などを通知することも考えられますという記載をしていますが、表現が控え目なことや審査結果通知の参考書式にこのことに関する記載をしていないため、必ずしもこの趣旨が徹底されていると言えない面もございます。

契約担当所管といたしましては、この点を踏まえ、例えば審査結果通知の書式に記載すべき審査結果情報の項目を明記または例示するなど、今後庁内で統一した対応ができるよう、こちらにつきましてもガイドラインの改善を検討してまいります。

以上です。

音声コードドライバーの導入

◎金澤 保健福祉部長 私からは、視覚障害者の音声コードに関する御質問について二点お答えいたします。

まず、障害者差別解消法に向けて、視覚障害者への個人情報の保障に対する区の考えはという御質問です。

ことしの六月に交付された障害者差別解消法には、障害者にとっての社会的障壁の除去という理念が盛り込まれ、行政がその除去に向けて努力するという方向性が示されております。視覚障害のある方が個人情報も含め必要な情報を確実に入手できるよう区として対策を講ずることは、これまで以上に重要な課題になるものと認識しております。

区は、発行する通知等に音声コードを印刷する取り組みを可能なところから進めてまいりました。現在は、音声コードを従来の読み取り機器を使わずに携帯電話を利用して読み取ることができる技術が開発されています。今後もこうした技術を活用しながら、視覚障害のある方が必要な情報を確実に入手できるよう努めてまいります。

次に、個人情報の音声コード化対応のための音声コードドライバーを導入すべきという御質問にお答えいたします。



区で現在導入している音声コードのソフトウェアは、ワープロ文書の文字データを音声コードに変換し、ページ上に印刷する機能を有しています。大量の通知を発行する場合、同一の内容の音声コードを印刷して送付しております。

御提案いただいた音声コードドライバーは、個人ごとに異なる情報を自動的に音声コードに変換し、システムが出力する帳票へ印刷することができるソフトウェアであると聞いております。このソフトウェアは、区が使っているそれぞれのシステムごとに導入する必要があり、変換する内容を指定するため初期設定を行う必要があります。印刷機に一定以上の性能が求められることもあり、導入に当たっては経費面等の課題もございます。

区におきましては、当面より多くの所管で音声コードが導入されることが必要であると考えており、引き続き音声コード付きの通知をふやすよう努めるとともに、御紹介いただきました音声コードドライバーなど新しい技術についても研究してまいります。

以上です。

二子玉川駅周辺の駐輪場の確保

◎五十嵐 交通政策担当部長 私からは、駐輪対策について二点の質問にお答えいたします。

まず、駐輪場利用者のニーズ把握についてです。

区では、毎年駅周辺における放置自転車の台数等の実態調査を行っており、その中で駐輪場に関する調査も実施しております。具体的には、区内の全ての駅において毎年十月の平日の晴天日、午前十一時ごろに放置している自転車等の放置台数及び駐輪場に駐車している自転車等の台数を計測しています。

利用者のニーズ把握についてでございますが、区立の駐輪場には投函箱を設置するなど利用者の声を把握するとともに、寄せられました意見を現場のサービス改善に生かしております。

次に、定期利用枠の不足への対応についてでございます。

御指摘のように、駐輪場によっては定期利用枠が満車となり、お待ちいただいていることは認識しております。このような場合、余裕のある近隣の駐輪場への誘導、御案内をしておりますが、さらにきめ細かな案内を徹底してまいります。

また、民間の駐輪場の中であきのある施設もございます。しかし、駐輪場の開設時間、設置場所によっては御希望に合わず誘導してもなかなか利用していただけない場合があるため、事業者に対しましては開設時間の変更等についての働きかけも行ってまいります。

今後は、商業施設の開発等に合わせ、新たな駐輪需要も見込んだ駐輪場の必要台数を再精査し、民間の駐輪場整備を働きかけていくなど、多様な手法を用いてニーズに応じた駐輪場の設置に向けて検討を進めてまいります。

以上です。



◆十八番（福田妙美 議員） 御答弁ありがとうございました。

音声コードについて要望ですけれども、先ほど視覚障害のある方が必要な情報を確実に入手できるよう努めてまいりますというような御答弁いただきましたが、平成二十八年の法の施行に向けてしっかりと進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。